

島根地方最低賃金審議会 第431回会議 議事録

- 1 日 時 令和5年8月1日（火） 午後1時30分～午後2時24分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席4名 定数5名
労働者代表委員 出席5名 定数5名
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○中央最低賃金審議会「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達及び「令和5年賃金改定状況調査結果」について
○最低賃金と生活保護の乖離額について
○島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について

【会 長】 ただ今から島根地方最低賃金審議会第431回会議を開会します。
まず、事務局は本日の配付資料の確認をして下さい。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしています資料等につきまして、御確認をお願いします。

会議次第が1枚、会議資料その1として青インデックスのナンバー1からナンバー5まで綴じたものをお配りしていますので御確認をお願いします。

資料ナンバー1が中央最低賃金審議会から7月28日に答申のありました「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申文で14枚ものです。

資料ナンバー2が「令和5年賃金改定状況調査結果」で6枚ものです。資料ナンバー3が「生活保護と最低賃金」で3枚ものです。

資料ナンバー4が2件の意見書で、島根県労働組合総連合、しまね労連からの意見書で3枚もの、島根県自治体労働組合総連合、しまね自治労連からの意見書で3枚ものです。

資料ナンバー5が島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会委員名簿で1枚ものです。

その他、資料その2、赤のインデックスの資料は、前回お配りしております資料の差し替え分となっております。

事務局からの提出資料は以上です。

【会 長】 事務局から、定足数について説明して下さい。

【指導官】 委員の出席状況等について、御報告します。

本日は、公益委員の松本委員から「欠席」の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことを御報告します。

【会 長】 事務局から、本日の会議の公開について説明をお願いします。

【指導官】 本日の会議及び議事録につきましては、前回第430回審議会で決定したとおり公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月21日から7月28日まで掲示いたしました結果、傍聴希望者は7名で、本日6名が傍聴されていますので御報告いたします。

【会 長】 それでは会議次第の2番目、「中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果」について事務局から説明をお願いします。

【室 長】 お手元の資料の青いインデックスの資料ナンバー1「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申を御覧ください。

令和5年6月30日厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会長に諮問が行われ、その後5回の目安小委員会を開催し、小委員会報告が取りまとめられ、7月28日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に答申が行われました。

答申の内容につきましては、これまでは事務局から説明させていただいておりましたが、今年4月に取りまとめられました中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告及びその審議の過程で、目安の根拠や位置づけ等が地方最低賃金審議会へ確実に伝わるよう要望されたことを踏まえた対応として、中央最低賃金審議会の戎野会長代理によります伝達のビデオメッセージが届いておりますので、委員の皆様にはこれを視聴していただくことにより、目安答申の伝達とさせていただきます。

それでは、ビデオを御覧ください。

(ビデオ視聴開始)

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年目の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働

者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にあります。しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小

企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

(ビデオ視聴終了)

続きまして、令和5年賃金改定状況調査結果について説明します。

青いインデックスの資料のナンバー2を御覧ください。

資料1 ページ目の概略を説明します。調査時期は令和5年6月で、調査産業は(ア)製造業から(キ)サービス業までの7つの産業を対象としております。

調査事業所は、全国16,489事業所で、そのうち集計事業場は5,281事業所、集計労働者数は32,180人。このうち令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍した労働者数は26,256人で81.6%となっております。

調査項目は、令和4年6月及び令和5年6月における労働者の月間所定労働日数、1日の所定労働時間数及び労働者の基本給額、諸手当について調査をしております。賃金改定状況については、令和5年1月から6月までのものを調査しております。

この調査結果は、「第1表 賃金改定実施状況別事業所割合」から「第4表 ③一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍した労働の身を対象とした集計」までの6つの表にまとめられています。このほか参考1、参考2及び付表が付けられています。付表を除くすべての表について、今年度からランク制度が変更になったことに伴い、AからCの3ランクに区分されて取りまとめられています。

第1表から順に説明いたします。

「第1表 賃金改定実施状況別事業所割合」ですが、これは賃金改定を実施したのか、しないのか、予定はあるのか、その割合が記載されています。島根が属するBランクについて産業計を見て行きますと、1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所割合は44.1%です。ランク区分の変更がありましたので直接比較はできませんが、令和4年のBランクは34.7%、Cランクは37.7%でしたので賃金引上げを実施した事業所割合は増加しています。賃金引下げを実施した事業所は0.6%、令和4年のBランクが0.5%、Cランクが1.1%でした。改定を実施しなかった事業所は37.7%、令和4年のBランクが50.4%、Cランクが45.9%でしたので、改定を実施しない事業所は減少しています。

第2表につきましては、Bランクの一番左を見ていきますと、産業計で4.1%とありますが、6月までに賃上げを実施した事業所の平均を表しています。

第3表は、調査対象となった賃上げ実施事業所がどの引上げ率で分布しているかを表しています。上段左側のBランクの産業計を見ていきますと、中央値を2.8として、上位4分の1と下位4分の1を除いた真ん中の半数の事業所が1.1%から5.0%の範囲で分布しており、分散係数が0.70ということは、ほぼ真ん中を中心とした極端ではない分布をしていることを表しています。分散係数が小さければ小さいほど真ん中の分布の山が狭く高くなります。

次に、第4表ですが、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率について、①が男女別内訳、②が一般・パート別内訳、③が令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計となっています。①の産業計男女計と②の産業計一般・パート計は同じ値で、Bランクの賃金上昇率は2.0%の上昇でした。

昨年度から加えられました③の「令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計」ではBランクの賃金上昇率は2.4%の上昇でした。

参考1及び2並びに付表は、それぞれの題目により集計されています。以上が賃金改定状況調査結果の説明でございます。

【会 長】 それでは、続けて、会議次第の3番目、最低賃金と生活保護の乖離額について事務局から説明して下さい。この事務局説明後に次第の2と3について、審議を行います。

【室 長】 生活保護と最低賃金の状況については、青いインデックスの資料のナンバー3により生活保護と最低賃金の状況について説明します。

平成19年の最低賃金法の改正で「最賃決定要素の生計費が生活保護を下回らないよう配慮する」旨の条項が新設されたことにより、毎年度、その確認を行っているものです。

資料No.3の表紙をめくっていただき、次のページの1ページ目、生活保護と最低賃金の全国の状況のグラフを御覧下さい。△の点線が生活保護、◇の実線が最低賃金額を示しています。生活保護と最低賃金とも令和3年度のデータと比較していますが、この表のとおり、島根県を含む全都道府県において最低賃金額が生活保護を上回っています。

2ページ目は、最低賃金データを令和4年度にして引き直したグラフです。

3ページを御覧下さい。都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額が記載されています。島根県は、令和3年度の島根県最低賃金と生活保護の乖離額は186円で、令和4年度は最低賃金の引上げ額が33円でしたので現時点で219円、それぞれ島根県最低賃金が生活保護を上回っています。

計算方法は、資料ナンバー3の最終ページを御覧下さい。島根県における生活保護費と最低賃金額の月額換算額との乖離額の計算表です。

最低賃金との比較に用います生活保護費を大まかにご説明しますと、「生活扶助基準」と「住宅扶助実績値」を合計したものでございます。生活扶助基準は食費、被服費、光熱費などに相当するもので定額給付、住宅扶助費は実際の家賃に相当するもので、決められた限度額内での実額給付でございます。

衣類や被服などの個人的経費の1類費及び光熱水量費などの世帯的経費の2類費などを合計した生活補助基準が72,074円、住宅扶助実績値が18,496円になり、その合計額が生活保護費で月額90,570円です。

これに対して最低賃金の月額換算額は、令和3年度の最低賃金時間額82

4円に月の法定労働時間173.8時間と令和3年度の可処分所得割合0.816を乗じた116,860円になります。

よって、生活保護費の月額90,570円と最低賃金の月額換算額116,860円との乖離額は26,290円となります。これを月法定労働時間173.8と、可処分所得割合0.816で除したものが小数点切り上げで186円となり、最低賃金が1時間当たり186円上回っていることとなります。

この186円に、令和4年度の島根県最低賃金引上げ額の33円を加えると現在の最新の乖離額は219円となります。

以上が最低賃金と生活保護の説明となります。

【会 長】 事務局より、議題の2「中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について」、議題の3「最低賃金と生活保護の乖離額について」の説明がありました。

これから各議題について、御質問、御意見等審議を行います。

【会 長】 まず、議題の2「中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について」ですが、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いします。

(「ありません」)

【会 長】 続いて、議題の3「最低賃金と生活保護の乖離額について」委員の皆様から、御質問、御意見がありましたらお願いします。

(「ありません」)

【会 長】 会議次第の4番目の「島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について」事務局から説明をお願いします。

【室 長】 島根県最低賃金の改正諮問を受けて、7月6日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行ったところ、7月26日付けで島根県労働組合総連合、島根県自治体労働組合総連合から意見書の提出がありました。意見内容については、青インデックス資料のNo.4の通りですが、島根県最低賃金の改正審議にあたり、本日は、しまね労連の加藤事務局次長が意見陳述を希望しておられます。意見陳述につきましてよろしくをお願いします。

【会 長】 それでは、本日の意見陳述については、前回の第430回本審議会において、希望があれば認めることとしていましたが、委員の皆様よろしいでしょ

うか。

(「はい」)

では、時間は10分程度でお願いしたいと思います。

しまね労連事務局次長の加藤朋美様、意見陳述をお願いします。

【陳述人】 所属はしまね労連の事務局次長をしております加藤朋美といたします。よろしく申し上げます。すみません、座ってさせていただきます。

今日は、意見陳述の機会を設けていただきありがとうございます。貴職におかれましては、賃金をはじめ、労働環境の改善に向けて、日々御尽力をされておられることに心より敬意を表します。

すみません、冒頭で訂正をさせていただきたいですけれども、資料にもあげていただいた意見書の方、1ページ目の下から4行目、最低額の10県は832円となっておりますが、これは853円の間違いでした。あともう一つですけれども、その次の段、それ以上の金額、京都のみで24県のところ、28県がいまだに800円台ということで訂正をさせていただきます。

しまね労連は、今年度の最低賃金改正の審議に当たり、島根地方最低賃金審議会に対して、物価高騰の下で広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために最低賃金を1,500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差の解消を行うよう求めます。

日本の最低賃金には3つの問題があると考えます。

第一は、低過ぎる最低賃金の問題です。4月の消費者物価は、総合指数で前年度比3.5%上昇し、生活必需品では4.2%も上昇しています。一方、実質賃金はマイナス3.0%、13か月連続で減少となっており、世界的なインフレ、物価高騰の下で賃金の上がない国、日本の異常さが益々際立っています。物価の高騰は所得の低い人への影響が多く、格差の拡大にもつながります。最低賃金の改定に当たって、物価の高騰から生活を守るためにも物価上昇率を上回る大幅な引上げを求めるものです。

日本の最低賃金は時給で定められ、2022年の改定では島根県が857円、最高の東京都が1,072円、最低額の10県は853円で、全国加重平均は961円となっています。平均が961円といっても、実際にそれ以上の金額の最賃は7都道府県のみで、28県はいまだに800円台となっています。平均の961円で見ると、仮に月150時間で働いたとして、月14万円、年収173万円です。173.8時間換算でも月16.7万円ですね、年収200万円で、ここから税、社会保険料が引かれ、普通に暮らすことは到底難しいのが現実となっています。

資料1を御覧ください。全労連が取り組んできた最低生計費試算調査によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円、時間額1,500円以上必要との結果が示されています。人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。

資料2を御覧ください。海外に目を向けると、主要先進国の中で日本の最低賃金平均は低水準にあり、C・Dランクの多くの地方は韓国の990円の最低賃金よりも低い水準となっています。

第二は、地域間格差の問題です。資料3を御覧ください。2022年の改定では、最高の東京都が1,072円、島根県が857円で215円もの格差があります。図に示しているようにランク制度によって地域間格差は年々拡大し、東京都と島根県を比べると、2006年の105円から2022年には215円と2倍以上に広がっています。

資料4を御覧ください。最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済はますます疲弊します。私たちは、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域はその現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められているため、低いままに決定される構造的な問題を持っていると考えています。また、地域間格差拡大の抑制という点から、高い地域は低い地域を考慮することで引上げを抑制する要因ともなっています。215円と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えています。

第三は、中小企業支援策を抜本的に強化することです。日本の企業の99.7%は中小零細企業であり、労働者の7割が中小企業で働いています。2023年3月に、日本商工会議所、東京商工会議所による最低賃金及び中小企業の賃金、雇用に関する調査結果が出されました。その中で2023年の最低賃金の改定について、引き下げるべき、若しくは引上げはせずに現状の金額を維持すべきと回答した企業の割合の合計が31.5%と、前年から8.4ポイント減少、一方で、引き上げるべきと回答した企業の割合は前年調査から0.7ポイント上昇して42.4%となる、注目すべき結果が出されています。地方の経済を支える主役である中小企業、小規模事業者が、最低賃金の引上げに対応できる特別な支援策と財政措置が必要です。

最後になりましたが、最低賃金法は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。日本の最低賃金

は、先進諸国の中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者、国民の消費購買力を押し留めることによって地方経済の疲弊を招いています。最低賃金1,500円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく労働者全体の賃金底上げと、消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。

以上のことから、貴審議会におかれましては、今年地域最低賃金の改定に当たって抜本的な引上げをしていただくことを要望し、しまね労連の意見とします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【会 長】 貴重なご意見をありがとうございました。
委員の皆様から何か御質問等はございますか。
（「ありません」）

それでは以上で意見陳述を終了します。

【会 長】 続きまして、会議次第の5番目の「その他」ですが、委員の皆様何かありますか。
（「ありません」）

事務局から何かありますか。

【室 長】 事務局から2点ご報告いたします。
報告の1点目ですが、前回の第430回本審議会における改正決定の諮問を受けまして、令和5年7月6日から7月21日まで専門部会委員の推薦公示を行ないましたところ、労働者代表委員については6名、使用者代表委員については3名の候補者の推薦がありました。これら候補者の中から、青インデックス資料のNo.5「島根県最低賃金専門部会委員名簿」の通り、7月24日付けで任命させていただきましたので御報告いたします。
報告の2点目としまして、前回の第430回本審議会の閉会後に実施しました事業場視察についてです。工場見学を行い、その後の意見交換では、委員の質問に対しまして視察先の労働者の方や使用者の方から丁寧、率直にお答えいただき、有意義な視察となったことを御報告します。
以上です。

【会 長】 それでは、続きまして今後の審議会についてですが、まず、専門部会と本

審についてです。島根県最低賃金については、審議会令第6条第5項により「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、これを適用することが先の審議会で議決されております。

審議会での議決が不要になる場合は、運用として「専門部会において全会一致で議決された場合に限る。」こととされておりますので、専門部会で全会一致とならなかった場合には専門部会の決議後に改めて本審議会を開催することになります。

専門部会が全会一致でなかった場合に開催するこの本審議会につきましては、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用して会議は非公開に、また審議会運営規程第7条第2項但し書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」)

それでは非公開といたします。

次に、異議審についてです。島根地方最低賃金審議会が結論を得て、局長に意見を提出した場合、局長は審議会の意見の要旨を公示し、異議等意見があれば関係労使から申出がされることとなります。この異議申出があった場合には審議会を開催することとなります。この異議申出にかかる審議会におきまして異議申出者が意見陳述を希望された場合には、第430回本審での決定のとおり意見陳述を認めることとしますので御了承下さい。

なお、異議申出に係る審議の公開については、異議申出者からの意見陳述までを公開し、その後につきましては、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用して会議は非公開に、また、審議会運営規程第7条第2項但し書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」)

また、異議申出にかかる審議に引き続いて行う特定最低賃金の改正決定等の必要性にかかる審議以降についても率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書きを適用し、会議は非公開に、また、同規程第7条第2項但し書きを適用し、議事録は非公開に、同条第3項により議事要旨を公開することとしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」)

それでは異議がなければ、意見陳述までは公開し、その後は非公開といたします。

また、異議申出にかかる審議と特定最低賃金の決定等の必要性にかかる審議等を行う本審議会に先立って開催する島根地方最低賃金審議会運営小委員会ですが、島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第3条に基づいて開催し、特定最低賃金の改正の必要性の有無についての検討方法を審議します。率直な意見交換を必要としますので、運営小委員会運営規程第1条により、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項但し書きを適用して、会議は非公開に、また、同規程第7条第2項但し書きを適用し、議事録は非公開に、同条第3項により議事要旨を公開とすることとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」)

それでは非公開といたします。

以上が今後の審議会等の取り扱いとさせていただきます。

それでは本日の審議会は以上となりますが、最後に皆様方から何かありませんでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、第431回審議会を閉会します。ありがとうございました。